

糸魚川市通学路安全対策プログラム

通学路の安全確保に関する取組方針

平成 27 年 12 月

糸魚川市教育委員会

1 プログラム策定の目的

平成 24 年以降、登下校中の児童等が死傷する事故が相次いだことを受け、道路管理者や警察と連携して通学路の合同点検及び安全対策を実施し、平成 25 年度以降も引き続き取り組んでいます。

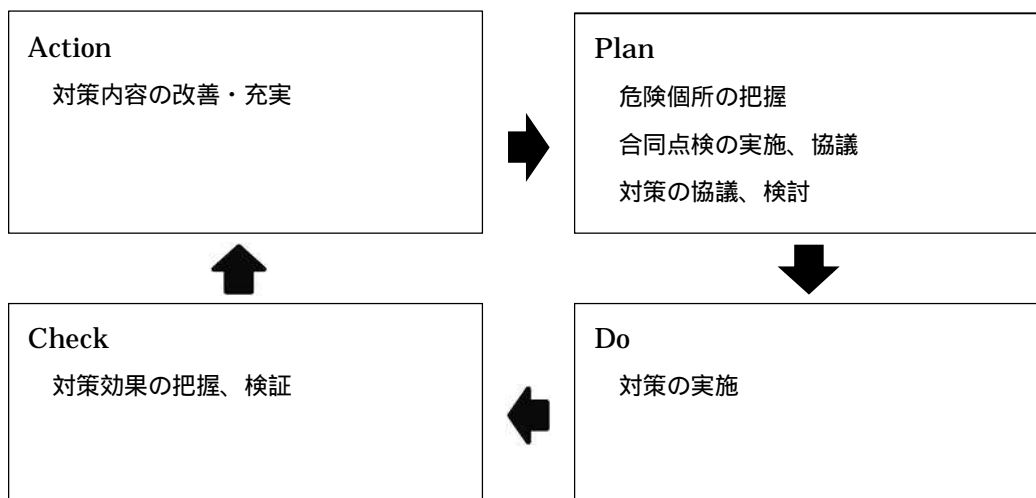
文部科学省通知「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、通学路の合同点検及び安全対策など、児童等の安全確保に向けた取組を計画的・継続的に実施するため、糸魚川市通学路交通安全プログラムを策定し、学校関係者、道路管理者、交通安全関係者など関係機関（以下「関係機関」という。）との連携を図り、通学路の安全確保に取り組めます。

2 取組方針

安全な通学路を確保するため、関係機関が連携して、通学路の状況を把握し、危険個所の解消に向けた対策に取り組めます。

継続的に通学路の安全確保を推進するため、危険個所の把握、点検の実施、対策の検討・立案、対策の実施、評価・検証・改善による P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全の向上を図ります。

【通学路の安全確保のための P D C A サイクル】



3 通学路の安全推進体制

(1) 関係機関の役割

安全な通学路の確保のため、関係機関の役割は次のとおりとします。

区分	関係機関	役割	内容
学校関係者	市内小中学校及び特別支援学校 保護者、PTA役員、地域団体	通学路に関すること 交通安全教育に関する こと	学校は、安全な通学路を指定し、危険個所の把握に努め、児童生徒への安全教育、登下校の指導を徹底します。地域団体、保護者と連携して安全の確保に努め、危険個所を教育委員会へ報告します。 地域団体、保護者は、通学路の危険個所の把握、家庭における安全教育に努め、学校へ改善を要望します。

	糸魚川市教育委員会こども教育課	通学路に関すること 交通安全教育に関する こと 各関係機関との連絡調整に関すること	教育委員会は、学校が指定する通学路に対し、指導、助言及び安全教育の推進を支援します。 安全な通学路の確保のため、危険個所の解消に向けた関係機関との要請、調整を図ります。
道路管理者	北陸地方整備局高田河川国道事務所 新潟県糸魚川地域振興局地域整備部 糸魚川市産業部建設課、能生・青海事務所	所管道路における施設整備等に関すること	道路管理者は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の安全の確保を図るため、改善に取り組みます。
交通安全関係者	新潟県警糸魚川警察署	交通規制に関すること 指導・取締りに関すること	児童・生徒の安全で安心な登下校のため、交通規制、交通安全指導、取り締まりに取り組みます。
	糸魚川市市民部環境生活課	交通安全の普及・啓発に関すること 地域の交通安全の推進に関すること	道路の交通安全施設の整備、また交通安全指導に取り組みます。

(2) 関係機関の連携

通学路の安全を確保するため、関係機関は連携して対策に取り組みます。

4 取組内容

(1) 危険個所の抽出 (Plan)

学校は、通学路の安全を定期的に確認し、地域団体・保護者からの要望をまとめ、改善が必要と考えられる危険個所を教育委員会へ報告します。

教育委員会は、学校からの報告に基づき、改善の必要性・緊急性を考慮し、点検が必要な危険個所を関係機関へ連絡します。

(2) 合同による点検 (Plan)

危険個所の点検は、関係機関が合同で実施し、それぞれの立場から危険性、緊急性及び必要性を検証します。

(3) 対策の協議、検討 (Plan)

関係機関は、合同点検を踏まえ、危険個所の対策案を立案し、危険の解消又は危険の緩和に向けた各関係機関の対策、役割を協議、検討し、個所ごとにハード対策、ソフト対策など具体的な安全対策をまとめます。

安全対策の例

対策	内容
ハード対策	1 道路拡幅、歩道の新設、拡幅、段差の解消

	2 防護柵、路側帯の設置 3 断歩道、信号機の設置 4 路面標示や標識の設置 5 路肩のカラー化
ソフト対策	1 職員、保護者、防犯パトロール員による見守り活動の強化 2 児童、生徒及び保護者への交通安全教育 3 通学路の変更 4 交通指導、取締りの強化 5 交通規制

(4) 対策実施 (Do)

ア 施設整備

施設整備が必要な箇所は、危険度や緊急度が高い箇所から優先として実施します。

早期に実施が可能な対策は、速やかに実施することとし、中長期的な対応が必要な整備については、次年度の予算の計上や整備に向けた計画を進め、対策に取り組みます。

イ 指導・監視・啓蒙

通学路の安全の確保のため、保護者・防犯パトロール員による見守り、児童、生徒への安全教育、指導の実施など

(5) 対策効果の把握、検証 (Check) 及び対策の改善 (Action)

ア 対策効果の確認

危険箇所への対策の実施後、教育委員会は、学校または保護者へアンケート等で調査し、期待した効果、成果が上がっているか、対策効果を把握します。また、その結果を関係機関へ報告します。

イ 対策の改善

関係機関は、対策効果の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図ります。

5 公表

教育委員会は、点検結果や対策内容を関係機関で情報を共有するため、必要な情報をホームページ等で公表します。